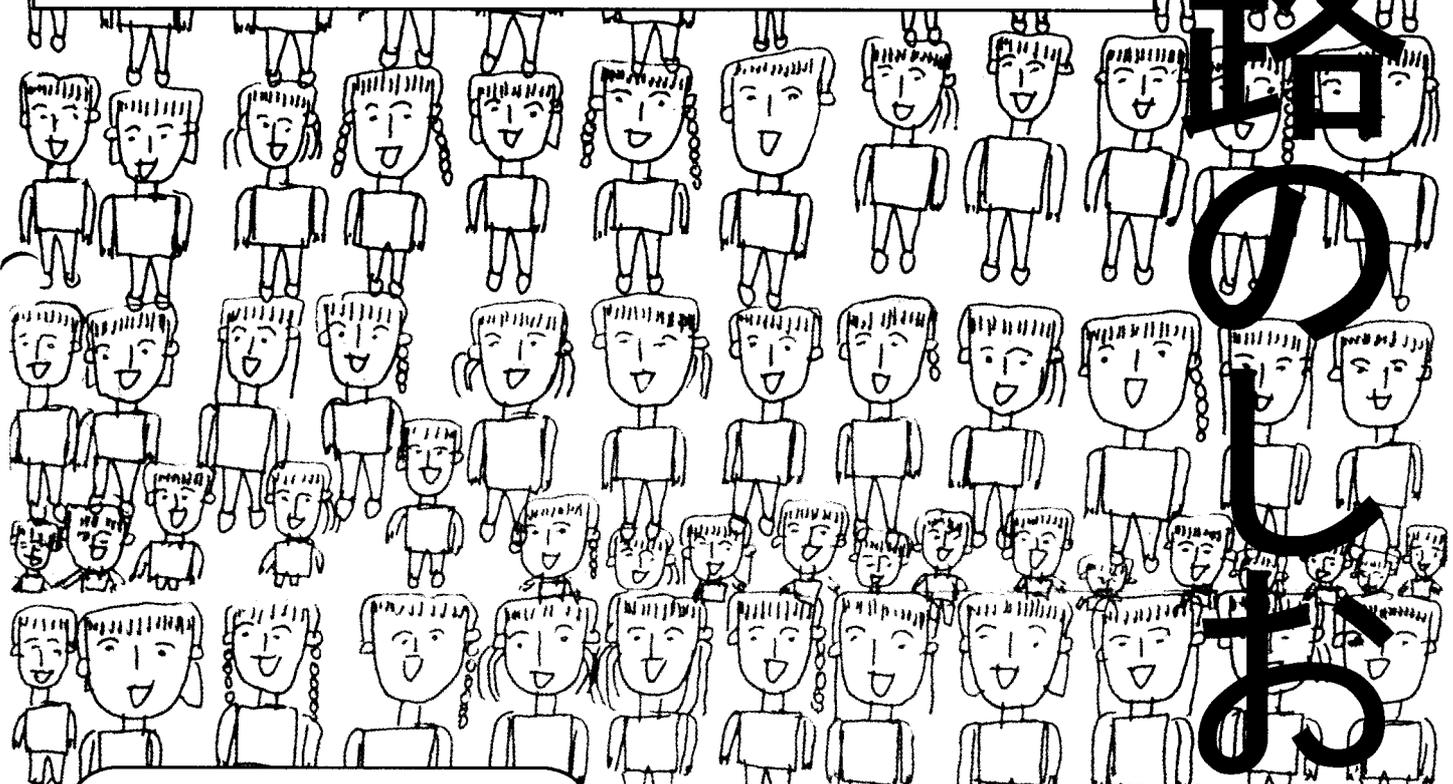


特集 『いま』をゆたかにⅡ ～共に生きる～

進路のしおり

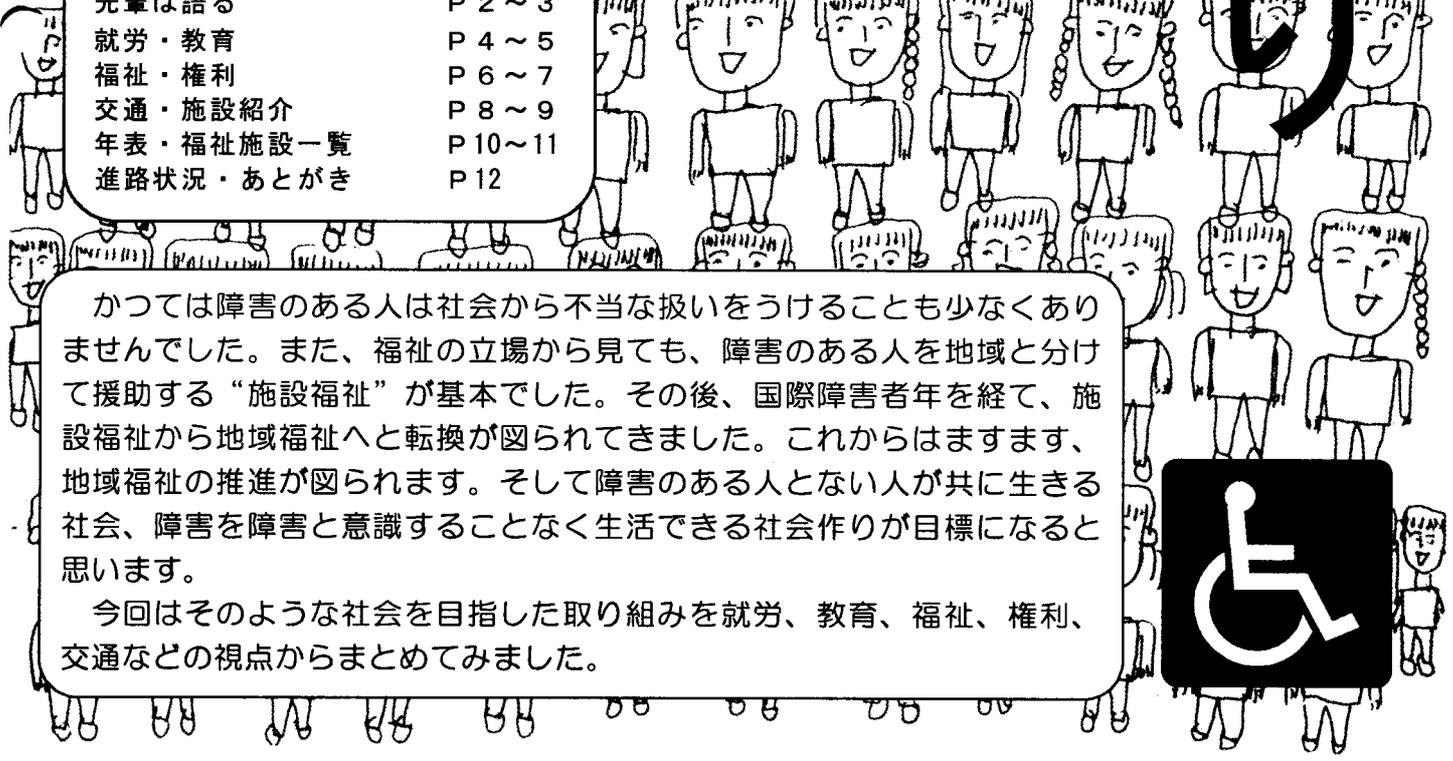


<目次>

先輩は語る	P 2～3
就労・教育	P 4～5
福祉・権利	P 6～7
交通・施設紹介	P 8～9
年表・福祉施設一覧	P 10～11
進路状況・あとがき	P 12

かつては障害のある人は社会から不当な扱いをうけることも少なくありませんでした。また、福祉の立場から見ても、障害のある人を地域と分けて援助する“施設福祉”が基本でした。その後、国際障害者年を経て、施設福祉から地域福祉へと転換が図られてきました。これからはますます、地域福祉の推進が図られます。そして障害のある人とない人が共に生きる社会、障害を障害と意識することなく生活できる社会作りが目標になると思います。

今回はそのような社会を目指した取り組みを就労、教育、福祉、権利、交通などの視点からまとめてみました。



日本の障害者福祉の歴史は年表（P10参照）のような時代背景と共に変化してきました。障害者に対する考え方も「ノーマライゼーション」の言葉に代表されるように理解が進んできました。これは障害者自身や家族、関係者の努力によるところが大きかったと言えます。そこで、先輩たちはそれぞれの時代をどのように生き、今どのように思っているのか聞いてみました。

先輩は語る

社会の一員、家族の一員

そめい写植舎印刷 染井雄三

私は県立熊谷養護学校を卒業して早28年がたちました。今思い出すと色々な事が浮かんできます。当時、私は車に乗れませんでしたので、もっぱら出かける時は、電車、バスも利用しなければなりません。当然、町を歩く事が多くなります。そうすると、指をさされたり、歩く格好を真似されたりして恥ずかしくなったりしたけれど、相手が小さな子どもだったら我慢も出来ました。

ある時、混んでいる電車の中で、ドアの近くで手すりにつかまって立っていたところ、あまりにも混んでいて気分が悪かったので、泣きじゃくっている子どもに「ほら、ほら〇〇ちゃんいい子にしていなとあの人みたいになっちゃうよ。」ですって！！（俺が何か悪いことでもしたか！）悔しくてどうにもなりません。

《染井雄三さんのプロフィール》

- 1955年 7人兄弟の末っ子として生まれる
- 1968年 板橋の整肢療護園に入園
- 1971年 熊谷養護学校に入学
- 1974年 卒業後群馬県「恵の園」に入園
- 1976年 1年半後に退所し深谷の印刷会社に入社
- 1982年 独立し、そめい写植舎印刷を創設岡部市に在住



最近では、テレビやマスコミの影響でしょう、そういう点では社会に認知されつつあると思います。しかし、就職や職場においては、根深さや事情があるなと思います。

私がこの学校を卒業する時には、オイルショックという事があり、現在の様に不景気でした。何社面接を受けても就職することが出来ず、やむを得ず群馬県の「社会福祉法人 恵の園」という施設に入りました。自分には年老いた母があり、就職さえ出来れば母に少しでも楽をさせてやれるという気持ちがありましたので、「恵の園」に入った時は、自分自身に悔しくて、一日も早く出たいと思っていました。

そして、運良く1年半後に深谷市内にある印刷会社に就職が出来、その6年後に独立して現在に至ります。厳しさは同じで、その厳しさに押し潰されそうです。それはさておき、どんな障害を持っていても、一人でも多く就職が出来、或いは仕事をもち、社会の一員であり、家族の一員でありたいと思うのではないのでしょうか。

イヤと言える障害者になろう！！

自立生活センター「遊TOピア」木村浩章

私が熊養の小学部1年に入学したのは、1973年のことです。小学部を卒業した時、同級生の障害の軽かった2人の女子が地元の中学校へ転校しました。その時は、自分たちから「普通校に行きたい」気持ちがあったからだと思っていました。しかし、数年前にその女子の1人に当時の話を聞いたのですが、自分から「普通校へ行きたい」と言ったのではなく、担任の先生から勧められたからだと言っていました。私は、それを聞いたときに、自分にも普通校の話をして欲しかったと思いました。

私は高等部の3年間を熊養の寄宿舎で過ごしました。私の時代には、特別な理由がない限り全員寄宿舎へ入舎することになっていました。理由としては、卒業後の授産施設や療護施設等への利用を見据え、集団生活に慣れるためでした。

当時も受け入れてくれる施設は少ない状況で、その時の進路指導の先生からは「養護学校の高等部を卒業しても何のメリットもないから、入れる施設があったら卒業を待たずに退学しても行きなさい」という指導を受けました。

けれど、私は2年前に立正大学で「地域福祉論」という授業を聴講生という形で受けていました。聴講生になるのは「高卒」以上の学歴が必要だったため、養護学校の高等部でも卒業したことで「高卒」の学歴になり、このような貴重な機会を得て、今の仕事に大変役に立っています。



私が8年間、自立生活運動に関わって行く中で、今では「共生社会」の構築が叫ばれる時代になってきました。

2003年からこれまでの措置から契約制度に変わり、自分で施設やホームヘルパー等の事業者を選ばないといけなくなりました。その手助けを「ケアマネジャー」がします。でも、これまで障害者の生活は、親や養護学校の先生、施設の職員に委ねられてきました。それが専門職のケアマネジャーに変わっただけでは意味がありません。要するに自分の生活は自分で決めることが大切だと思います。すなわち、自分はこれからどうしたいのか、「良いことは」良い、「嫌いなことは」嫌いだとはっきり言えるようになることです。

そのようなことから、養護学校の進路指導においても、生徒の障害やマイナス面だけに着目せずに長所やもともと生徒が持っている力等に着目した指導をしていただきたいです。

《木村浩章さんのプロフィール》

- 1966年 行田市に生まれる
- 1973年 熊谷養護学校小学部に入学
- 1985年 同 高等部卒業
- 行田市障害者福祉センターへ通所
- 1995年 自立生活センター「遊TOピア」の事務局長として勤務

《自立生活センター「遊TOピア」》

〒360-0018 熊谷市中央1-14

☎ 048-526-6760

就 労

障害者が地域で働くために働き続けるために

新座市障害者就労支援センター 加藤 保

新座市では、毎年養護学校卒業生や企業等からの離職者の受け皿として、また一般社会に出るための訓練として、通所授産施設などの福祉施設が利用されてきました。しかし、利用者は自宅と通所施設での生活に安住し、再び就職に向かうことが少なく、なかなか一般社会に行かれない状況があります。この状況を打破し、少しでも外の社会に出る誘導を行い、企業就労者を作り出していくことが長年の課題でありました。

とりわけ、「重度障害者の職場参加」という考え方も相互理解を得るまでには6年の歳月を要しました。そして、それらの議論が障害者就労支援センター設立の基礎になっています。

今、障害者福祉の流れは、地域の中で当たりまえの生活を送ることを目標に動いています。障害のある彼ら自身が何を望んでいるか、今だからこそ就労、雇用の意義を考え、前向きに一歩を踏み出したいと思います。

<支援センターの特徴>

- 市直営の就労支援センターである。
- 障害の種別・程度・年齢は問わない。就労を希望する限りは、就労が困難と思われる重度の障害者も対象として登録を受け支援を行う。
- 就労支援ネットワーク体制の強化を図って運営していく。関係機関、団体と相互に連絡調整を図り、社会資源の発掘に努める。
- 市広報の活用や障害者団体、商工会、雇用・教育関係者の支援を得ながら運営委員会・調整会議・研究会を開催し情報交換に努める。
- 市役所や公共機関を中心に実習の場を提供し就業前の基礎訓練を行う。

<市役所実習の取り組み>

市役所の実習には「就労支援員」が実習生と一緒に職場に入り、障害の特性や仕事での適性を把握し、職場遂行能力の育成を図るねらいがあります。現在建設部局を除いて、すべての課で実習を受け入れていきます。(毎週火曜日には20名を超える障害者の方が市役所で実習に取り組んでいます。)

具体例として、市庁舎駐車場の清掃をしてもらっています。また、学校メール(市内小中学校24校)を扱い教育委員会の文書を各校に配達し、学校からメールを教育委員会に届ける仕事をしています。ジョブコーチが運転手を務め、自習生に挨拶や仕事の指導をしています。その他図書館の図書を各返却ボックスから回収する仕事も検討しています。庁舎内では各部署から出る紙類を分別収集するためにビニールやテープ類を除去したり、使用済み切手の回収を実習として行っています。その他市庁舎内の仕事で振り分けられるものを検討中です。



新座市障害者就労支援センター

〒352-8623 新座市野火止1-1-1

新座市役所第2庁舎1階

☎ 048-477-1552 (直通) FAX 048-479-1600

教育

障害児教育の移り変わり

☆養護学校の義務制はじまる

養護学校の義務制が実施されたのは、昭和54年4月。県内における肢体不自由養護学校の状況は、保護者からの強い要望などもあり、義務制が実施される以前に3校が設置されました。当時は通学区も広く、通学困難な児童生徒もいたため、熊谷・越谷両養護学校には寄宿舎も設置されました。

その後「国連・障害者の十年」（1983年～1992年）を契機に、障害者をとりまく環境は教育ばかりでなく、福祉の面からも大きく前進しました。埼玉県にも肢体不自由養護学校が数校開校し、知的養護学校に肢体不自由養護学校を併置した学校も含めて計8校になりました。

☆高等部に訪問指導

今まで義務教育のみにあった訪問教育が、平成9年度からは高等部にも「訪問指導」として実施されるようになり、養護学校での一貫した教育が受けられるようになりました。

日常的に医療的ケアが必要な児童生徒への対応については、実践的な研究を行い、指導の充実を図ることが大切です。

☆「学習指導要領」の改定

「盲・ろう・養護学校小・中・高等部学習指導要領」も何度か改定を重ねています。平成14年（2002年）からは、完全学校週5日制の下で、ゆとりの中から一人ひとりの子ども達に「生きる力」をはぐくむ事を基本的なねらいとしています。

また、障害の重度・重複化傾向にある子ども達の障害の状況等に応じたきめ細かな指導と、早期からの適切な教育的対応、職業的な自立の推進、交流教育の推進等が、今回の改定の大きなねらいでもあります。



☆「特殊教育課」の名称変更

文部科学省の再編にともない、「特殊教育課」は「特別支援教育課」と名称変更をしました。

障害のある人は、養護学校に限らず普通学校にも入学し学習しています。それらの児童生徒に対しても、当然支援体制がなくてはなりません。そのようなことから、特殊教育としての「養護学校」とどまらず、全ての障害児を支援する意味で「特別支援教育課」と名称変更をしました。

☆これからの障害児教育

ノーマライゼーション、バリアフリー等の言葉に代表されるように社会は変化してきています。生活経験の少ない養護学校の生徒は、交流教育や社会体験学習などを通して社会参加の機会を多く体験し、将来の生活に備えなければなりません。

（文責 宇都木）

【資料】

〈埼玉県肢体不自由養護学校設置年度〉

1967年	県立熊谷養護学校
1977年	和光養護学校 越谷養護学校
1983年	さいたま市立養護学校
1984年	県立日高養護学校
1989年	宮代養護学校
2000年	川島ひばりが丘難報 秩父養護学校に併設

（秩父：1965年 知的養護設置）

平成15年4月より実施される支援費制度についていろいろな意見があると思われませんが、「かわせみ」施設長の関根浩介さんから次のような文を寄せていただきました。

福祉

新改革制度による障害者 福祉の現状と課題

かわせみ施設長 関根浩介

戦後50年近く続いてきた「社会福祉事業法」が、昨年6月に「社会福祉法」に改正されました。日本は今、安定した経済基盤を確立するために財政の立直しを行ない、国全般の「基礎構造改革」を実施しています。

福祉の分野も例外ではなく、「社会福祉基礎構造改革」の名の下に大きく転換を図りつつあるところです。さて、この「社会福祉基礎構造改革」の理念を要約すれば、「個人の尊厳」を重視し「自己決定」「利用者主体のサービスの供給」を指針としています。その具体的行政改革として、今までの行政処分による「措置費制度」を改め施設と利用者が直接契約する「利用者契約制度」を法制化しました。行政は「措置」から「支援」する形態に大きく変容したことになります。

この新制度は、“一応、もったもない話”のように受け取られるかも知れませんが、実は障害を持っている本人や家族の人たち、また、福祉経営者にとって大変な問題を含んでいると言えます。

その理由は

- 「措置制度」が無くなることにより利用者の「自己負担金(措置費の一割程度)+扶養義務者の負担金(通所施設の場合)」を取られるようになること。
- 利用施設の場合、3年契約が基準となり、その後は再申請をして更新すること。そのため施設利用者や家族にとって不安材料が増える。
- 身体的・精神的に弱い人は施設を休む回数が多くなり、その場合、利用契約制度のため施設から締め出される可能性もあること。特に重度の人への差別的対応が心配される。



- 施設の選択ができるようになる、とあるが、利用者が施設を選択する状況はなく、施設側が利用者を選択することが予想される。
- 入所の施設は減退させグループホームの設置を推進しているが、十分な保障で支援する制度になっていない。
- 利用者だけでなく施設を経営する側にも多くの不利益につながる材料として事務処理の増大、契約制度による運営(収入)問題、企業参入による経営不安、等々が考えられる。

私ども施設関係者の間では、この度の改革は時期尚早であり、十分な体制が整備できていないままに制度化してしまったと見ています。そのため全国の施設関係者と連帯し、日本の福祉がこれ以上後退しないよう働きかけると共に、国が新制度にふさわしい施策を推進するよう運動しています。

平成15年に支援費制度が開始されますが障害者を抱えている家族の方々は、今後更に施設関係者や学校・地域となお一層団結し連携を図り、自分たちの福祉の向上に向けて協力体制を築いていくことが大切です。

「かわせみ」 知的障害者授産施設
住所 日高市栗坪120-1
電話 0429-85-5354

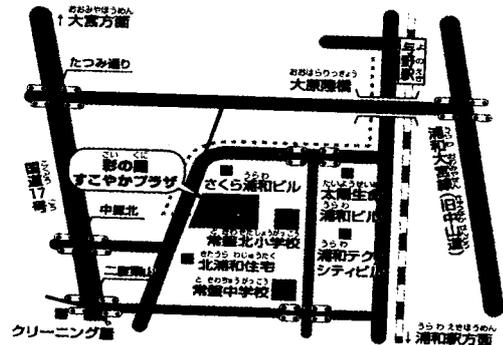
権 利

以前は、「障害があるから」「手がかかるから」等の理由で不適切な対応をされたり、障害者自身も「申し訳ないから」「仕事を首になっては大変だから」などと我慢し、不平等感を感じながら生活せざるをえない状況も多く見られました。しかし、近頃はノーマライゼーション、バリアフリーの言葉に代表されるように、障害者を取りまく環境や周りの対応が少しずつよい方向へ変化してきています。しかし、「日常生活について困っている」「福祉サービスに関する疑問」等、どこに相談に行ってもよいか分からないと感じる場面も依然として多いのではないのでしょうか。

そのようなとき相談・援助をしてくれる機関として「権利擁護センター」が設立されました。困ったときには、1人で悩まずに相談されることをおすすめします。

(社福)埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター

〒338-8529
 さいたま市針谷4丁目2番65号
 彩の国すこやかプラザ内
 ☎ 048-822-1194
 FAX 048-822-1406



権利擁護相談

このような問題について、専門の相談員の方が、相談を受けています。

- 日常生活全般
- 年金や保険
- 後見人
- 相続、遺言
- 財産管理
- 消費・契約上の問題
- ◎生活相談
- ◎年金保険相談
- ◎法律相談(※まずは生活相談で)

〔弁護士・司法書士紹介〕

- ・相談を通じて、弁護士や司法書士の援助が必要な場合は紹介します。
- (弁護士、司法書士が依頼を受けて業務を行った場合は有料となります。)

福祉サービス苦情解決相談

< 埼玉県運営適正委員会 >

< 電話、手紙、来所等で相談に応じます >
 ☎048-822-1243
 FAX048-822-1406

< 相談日と時間 >
 月曜日～土曜日(9時～16時)
 * 祝日年末年始は除く

☆こんなことでお困りのことはありませんか

- 内容が事前に聞いていたものと違う(やくそくがまもられていない)
- 事業者にも苦情を言ったが改善してもらえず悩んでいる(はなしをきいてもらえない)
- 職員から不当な扱いを受けている
- 施設や自宅での福祉サービス
- 社会福祉法に規定する社会福祉事業とその類似サービス
- 虐待を受けている

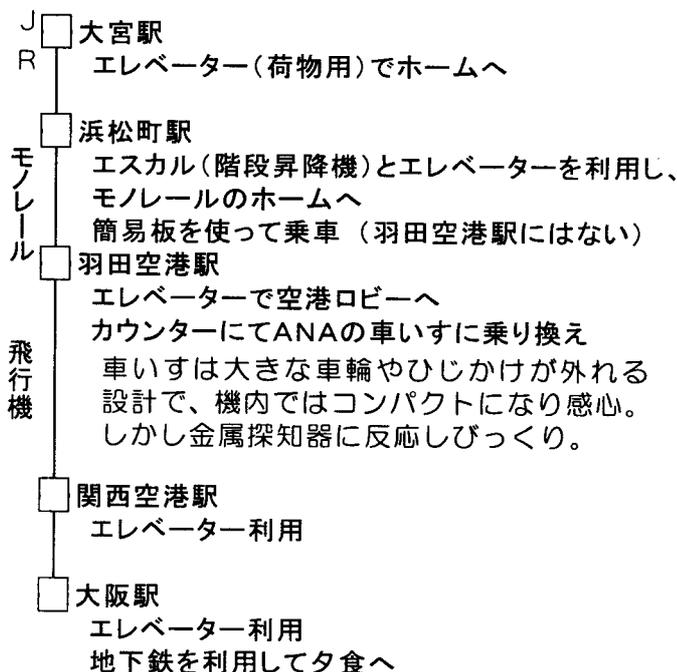
2000年5月、交通バリアフリー法が成立し、公共交通機関におけるバリアフリー施設の整備が進むものと思われます。ここでは、さいたま市立養護学校の修学旅行の様子をお伝えし、バリアフリー環境について考えてみます。

交通 — 修学旅行東京・大阪編 —

さいたま市立養護学校 橋本志宇子

5月9日から2泊3日で大阪へ修学旅行に行ってきました。車いすでも楽しめる遊園地に行きたいという生徒の夢をかなえるためにユニバーサルスタジオジャパンへ。車いすの生徒3名、教師4名で、全て公共の交通機関を利用した旅行です。はじめての飛行機、モノレール、地下鉄にドキドキワクワクしながらの旅立ちとなりました。階段と闘う事のない旅にはなったのですが…

【第1日目】



【第2日目】

ユニバーサルスタジオジャパン見学
全てではないけれど、多くのアトラクションは車いすのまま楽しめました。“E・T”では、空を飛んだ感覚も味わうことができ、制限ぬきで楽しいひとときが過ぎて良かったです。

大阪の地下鉄では、どこでも駅員がホームと電車の上に簡易板を置き、スムーズに乗り降りできました。駅員も1人いれば良いので大変便利だと思いました。東京では見つけるのに苦労した駅員も、大阪ではホームに3~4人いました。

東京も大阪も駅員の対応は大変親切でありがたいと思いましたが、身障者が気兼ねすることなく利用できるエレベーターやエスカレーター、簡易板などの設置は大阪の方がはるかに優れていました。

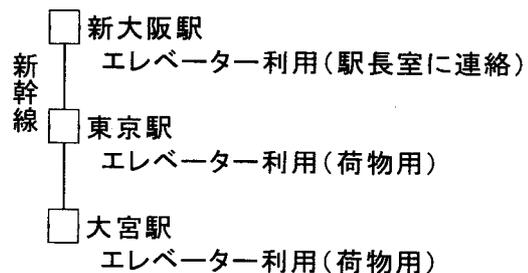
全ての人々にとって駅の設備が整い、全国どこでも自由に行動できる日本になって欲しいと思います。

私の車いす

高等部3年 横澤 愛

私は 車いすに感謝しているの！
だって、車いすは、私が乗っても 文句を言ったことがないんだもん
車いすは どう思っているのかな？
プールにも行けるし 嬉しいのかな？ 楽しいのかな？
でも 時々 怒りたいときもあるのかな？
私がお水をこぼしちゃったり 食べの物をこぼしちゃったりしちゃう時
私は 車いすがあるから どこにも行ける
ジャスコ！ サティ！ 新都心！ プール！
遊園地にも行きたいな 私の車いすと一緒に乗り物に乗りたいな！

【第3日目】 大阪城見学



施設紹介

OMIYA ばりあフリー研究会 デイケア施設
「NEUE ノイエ」

施設長 傳田ひろみさん

〒 330-0802 さいたま市宮町2-60

永見ビル1F

TEL/FAX 048-643-4422

OMIYAばりあフリー研究会は、交通アクセス埼玉実行委員会主催の大宮駅の点検をきっかけに1996年10月設立されました。障害を持つ持たないに関わりなく地域の中で普通に暮らしていきたい、みんなと同じ学校に行ったり一緒に働ける場も作っていきたい。そんな思いを持って活動を続けているグループです。

ノイエは、そのばりあフリー研究会が運営するデイケア施設で、障害の程度に関係なく毎日忙しくショップ運営や出張販売の仕事をしています。車いすの人も含めてメンバーは、公共の交通機関を利用しノイエに通ってきます。また出張販売へも路線バス等を使っています。積極的に外へ出かけることで多くの人達と知り合い、障害のある人となり人と分けられるのではなく、共に育ち、共に働く街づくりへ向けた取り組みを行っています。



大宮ふれあい福祉センターでの出張販売

さいたま新都心

■バリアフリーに配慮したまちづくり

さいたま新都心では、全国に先駆けて「バリアフリー都市宣言」を行い、老若男女、障害の有無、国籍の相違を問わず、すべての人が自らの意思で自由に訪れ、様々な人と交流し、安心して快適に活動できるバリアフリーのまちづくりを進めています。

歩行者デッキの整備、エレベーターやエスカレーターの設置、障害者に配慮した歩行者系サインの整備、視覚障害者の点字誘導ブロック、触地図、音声誘導装置、LED文字情報装置などが設置されています。

■ふれあいプラザ TEL 048-600-3192

さいたまスーパーアーリーナのすぐそば、けやき広場1階にあります。

「さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア」が常駐、

さいたま新都心の案内や、ボランティア活動を行っています。車イス、

音声誘導端末の無料貸出し、ファクシミリサービス、その他

乳幼児同伴でも安心できるサービスを実施しています。



年表

障害者福祉のあゆみ	福祉・社会の流れ
<p>1940年(昭和15年) -----</p> <p>47 児童福祉法 49 身体障害者福祉法</p>	<p>障害者福祉は生活困窮者対策の一部であった</p> <p>45 第二次世界大戦終戦 48 ヘレン・ケラー女史再来日</p>
<p>1950年(昭和25年) -----</p> <p>51 社会福祉事業法 59 障害福祉年金支給</p>	<p>初めて身体障害者福祉という名称が使われ、障害者施策が始まる。内容は職業的更生を主としているため、重度障害者はその対象から除外された</p> <p>高度経済成長期</p>
<p>1960年(昭和35年) -----</p> <p>61 児童扶養手当法 63 重度身体障害者更生援護施設 64 重度身体障害者授産施設 65 国内初の心身障害者の村(コロニー)を高崎に建設決定 69 重度障害者に対する日常生活用具の支給</p>	<p>国民生活・産業構造の変化、核家族化の進行により家族の扶養・介護能力が低下し障害者を社会的に支えることが必要とされた</p> <p>63 全国肢体不自由児父母の会 64 東京オリンピック開催 パラリンピック東京大会</p>
<p>1970年(昭和45年) -----</p> <p>70 心身障害者対策基本法 71 児童手当法 79 養護学校教育の義務制</p>	<p>72 オイルショック シルバー シートの登場</p> <p>施設機能(施設福祉)強化中心の施策の展開 重度障害者への対応</p>
<p>1980年(昭和55年) -----</p> <p>81 国際障害者年 テーマ・完全参加と平等 82 国連・障害者の十年宣言 障害者対策に関する長期計画 86 障害基礎年金制度</p>	<p>「国際障害者年」「国連・障害者の十年の宣言」を契機に我が国の障害者施策は在宅福祉(地域福祉)強化と社会参加促進に重点を移す</p>
<p>1990年(平成2年)</p> <p>90 心身障害児(者)ショートステイ事業を法定化 心身障害児(者)ホームヘルプサービス事業 91 身体障害者自立支事業 93 アジア太平洋障害者の十年 障害者対策に関する新長期計画 心身障害者対策基本法改正(障害者基本法に改称) 94 ハートビル法 95 障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～ 96 重症心身障害児(者)通園事業 市町村障害者生活支援事業</p>	<p>90 アメリカでADA成立 94 「エンゼルプラン」「新ゴールドプラン」</p> <p>少子高齢化、低成長経済、家庭機能の変化等により社会福祉全般について見直す必要性</p> <p>ノーマライゼーションの浸透</p> <p>98 精神薄弱の用語を一部改正(知的障害等)</p>
<p>2000年(平成12年) -----</p> <p>00 介護保険実施 社会福祉の増進のため社会福祉事業法の一部を改正する等の法律 交通バリアフリー法</p>	<p>社会福祉基礎構造改革</p> <p>ノーマライゼーションの実現に向けた制度が整備され、「自己選択・自己決定」を基本とした地域での自立生活が送れるような社会</p>

身体障害者福祉施設

種 別	施 設 名	内 容
更生施設	肢体不自由者更生施設 ・埼玉県総合リハビリテーションセンター ・国立身体障害者リハビリテーションセンター	障害の程度にかかわらず、ある程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし更生に必要な医学的訓練・職能訓練及び生活指導を行います。(入所期間1年以内)
	重度身体障害者更生援護施設 ・埼玉県総合リハビリテーションセンター	重度の肢体不自由者に対して、日常生活能力の回復や自立生活に重点をおいて各種のリハビリテーションを行います。(入所期間2年以内)
生活施設	身体障害者療護施設 ・皆光園 ・そうか光生園 17カ所	常時介護を必要とする重度の身体障害者の入所施設で、治療及び養護を行います。
	重症心身障害児施設 ・光の家 ・中川の郷 5カ所	重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複している児童が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設。(児童福祉法上の施設・医療法における病院でもある)
	生活ホーム事業 ・オエヴィス ・オレンジホーム 70数カ所	身体障害者及び知的障害者で自立した生活を希望しながらも、家庭環境や住宅事情などでそれができない人に、社会的自立ができるようにすることを目的とした施設。
作業施設	身体障害者授産施設 ・神川フロンティア ・むさしの園 5カ所	身体障害者で就労が難しかったり生活が困難な人を対象に、必要な訓練を行い、職業を与えて自活できるようにすることを目的とした施設。
	重度身体障害者授産施設 ・あさか向陽園 ・春日園 ・ふれあいの里どんぐり	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら特別な設備と職員を準備しなければ就業不可能な人を入所させて、施設内で自活させることを目的とする施設。
	身体障害者通所授産施設 ・そめや共同作業所 ・むつみの里 10カ所	身体障害者授産施設と同じだが、利用者は通所に限られる。
	身体障害者福祉工場 ・身体障害者新座福祉工場	作業能力があっても、職場の設備構造や通勤事情等のため、一般の企業に就職することが困難な車いす障害者等のための工場。(雇用関係)
地域利用施設	身体障害者福祉センターA型 ・埼玉県障害者交流センター	身体障害者の各種の相談や機能訓練、健康の増進、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーション等のために利用できる施設。
	身体障害者福祉センターB型 ・ふれあいハウス ・わかゆり学園 ・こばと館 ・みのり園 10カ所	身体障害者の各種の相談や機能訓練、教養の向上などの事業を継続的・計画的に行い、在宅障害者の福祉の増進を図ることを目的とした施設。デイサービス事業も行う。
	身体障害者デイサービスセンター ・ドリーマ松原 ・むつみの里 14カ所	在宅の身体障害者の自立と社会参加を促進することを目的に、創作的活動・機能訓練などのサービスを提供する施設。
	障害者更生センター ・埼玉県伊豆潮風館	障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、レクリエーション等を通して、相互の親睦を深め障害者の健康の増進と社会参加の促進を図るために利用できる施設。
	心身障害者地域ケア施設 ・風座 ・デイケアいもの子 ・ふじ授産センター ・花の郷 約180カ所	在宅の心身障害者の社会参加促進のため、身近な地域で通所により必要な自立訓練及び授産活動等を行い、社会参加の助長をはかることを目的とする施設。 <p style="text-align: right;">(6名~19名)</p>

【参考資料】

- ・社会福祉施設名簿(埼玉県健康福祉部)
- ・福祉制度要覧(社会資源研究会)
- ・障害者のための福祉(障害者福祉研究会)
- ・障害者政策実務事典(障害者政策実務研究会)

埼玉県内肢体不自由養護学校 8 校 高等部卒業生の進路状況

年 度	1 9 9 8	1 9 9 9	2 0 0 0
就 労	4	1	1
訓 練	1	2	3
福祉法施設	3 2	2 7	2 9
地域ダイケア	1 8	3 1	2 8
進 学	1	0	1
在 宅	5	9	3
計	6 1	7 0	6 5

[訓練]

国立職業リハ、小平職業能力開発校など

[福祉法施設]

身体障害者福祉法による療護、授産、更生施設（含県リハ）など

[地域ダイケア]

11 ページ参照

あとがき

■近年の障害者福祉の在り方は、人々の意識と共に大きく変わり、また変わろうとしています。特に平成15年度に施行される支援費制度は、様々な課題を抱えながらも、障害者の自己決定に基づく利用者主体の社会参加の道すじを開くものとして大きな意義があります。

このような情勢をふまえ、「進路のしおり」第9号は、昨年度に続く特集「いまをゆたかにⅡ～共に生きる～」として編集されました。

この小冊子は、養護学校卒業生からの社会人としての主張をはじめ、行政や施設現場の情報提供や課題提起、さらには身体障害者施設一覧など「いま」から「あす」に向けて、より一層充実した自立生活を構築する情報にあふれています。様々な立場の読者にとって、意味のある活用を強く期待します。

（埼玉県立川島ひばりが丘養護学校長

宮下 清身）

■平成15年度から、福祉制度の一部が改正され、「措置制度」から「契約制度」となります。自ら考え、自ら決定し、自らの生活を送ることがますます重要になってきます。福祉制度やサービスなども使いながら、自らの意志で地域に飛び出し地域で共にいきることにより、福祉制度やサービスの向上、福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進が図られ、より豊かな生活につながればと思っています。

最後になりましたが、しおりの作成にあたり多くの方々の御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。（編集委員 矢島）

「進路のしおり」第9号

発行日 2002年3月15日

<編集・発行>

◇埼玉県高等学校進路指導研究会障害児教育部会
・肢体不自由養護学校小委員会

◇埼玉県肢体不自由養護学校進路指導研究会

宇都木 章	県立越谷養護学校 048-975-2111
高本 浩次	県立和光養護学校 048-465-9770
平間 厚宏	県立宮代養護学校 0480-35-2432
原澤 宣雄	県立日高養護学校 0429-85-4391
矢島 健作	県立川島ひばりが丘養護学校 049-297-7753
船戸 浩二	県立熊谷養護学校 048-532-3689
野口 健一	県立秩父養護学校 0494-24-1361
壺井 健治	さいたま市立養護学校 048-622-5631

表紙絵 吉田 智絵さん（県立熊谷養護学校）
カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

協賛 埼玉県肢体不自由養護学校校長会

（印刷所）「そめい写植舎印刷」

〒369-0211 大里郡岡部町大字岡部1813-7

TEL・FAX 048-585-8822